

公衆浴場利用促進事業業務委託企画提案募集要領

「公衆浴場利用促進事業業務委託」業務を委託するに当たり、以下の通り企画提案を募集し、企画審査会を実施する。

1 件名

公衆浴場利用促進事業業務委託

2 事業目的

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下、組合）は、公衆衛生のみならず、地域住民の交流の場、発災時の入浴支援など多様な役割を担っており、更なる経営活性化を図るため、東京都とともに、利用者層の拡大に向けて取り組んでいる。

本業務では、公衆浴場の利用頻度が比較的低い若者を対象とする利用促進キャンペーンを実施するとともに、江戸文化や東京の銭湯文化、宮造り建築のPRを通じて東京の銭湯の魅力を国内外に向けて発信するための東京の銭湯文化発信プロジェクトを実施する。

3 契約期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

別添「仕様書」のとおり

5 提示額

94,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳：

※上記提示額のうち、73,500,000円は東京の銭湯文化発信プロジェクト、
20,500,000円は若者向け利用促進キャンペーンとする。

※仕様書別紙1委託内容詳細4（7）オ及び5（4）オの各浴場への割引相当額及び精算に係る実費（振込手数料、郵送料等）の額（最大12,775,000円）を含まない額。

6 応募方法

企画提案募集に応募する者は、希望票（募集要領別紙1）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水曜日）17時

(2) 提出先

entry@1010.or.jp

(3) 提出方法

提出期限内に、提出先までメールで提出すること。送付後、上記提出期限までに下記「13 問合せ先」に電話で受信確認を行うこと。これはあくまで電子メールを送信したことを確認するための電話連絡であり、電話での質問は一切受け付けない。質問がある場合は下記7（1）に従って行うこと。

7 企画審査会までのスケジュール

(1) 質問事項の受付

募集要領、仕様書の内容等について、下記の期間質問を受け付ける。

ア 質問期間

令和8年6月9日（火曜日）から令和8年6月16日（火曜日）正午まで

イ 質問方法

募集要領別紙2「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。

なお、送付後、下記「13 問合せ先」に電話で受信確認を行うこと。これはあくまで電子メールを送信したことを確認するための電話連絡であり、電話での質問は一切受け付けない。

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

※「質問票」送付先電子メールアドレス：entry@1010.or.jp

ウ 回答方法

質問をした事業者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。

※参加者からの質問がなかった場合には回答は行わないので注意すること。

エ 回答日（予定）

令和8年6月17日（水曜日）正午までに回答する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出物

(ア) 企画提案書 10 部

(イ) 経費内訳書 10 部

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の PDF データ

※提出物に不足がある場合は失格とする。

※経費内訳書の作成に当たっては、提示額の範囲内で積算し記載すること。提示額を上回る企画提案は失格とし、企画審査会による審査を行わない。仕様書別紙1 委託内容詳細4（7）オ及び5（4）オの各浴場への割引相当額及び精算に係る実費（振込手数料、郵送料等）は経費に計上しないこと。

イ 提出期限

令和8年6月23日（火曜日）正午必着

ウ 提出方法

上記（ア）及び（イ）：提出期限内に、提出先まで持参または郵送で提出すること。

上記（ウ）：提出期限内に、提出先までメールで提出すること。メール本文に、提出物のファイル名をすべて記載すること。送付後、上記提出期限までに下記「13 問合せ先」に電話で受信確認を行うこと。

※FAXによる提出は受け付けないので注意すること。

エ 提出先

〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-10-2 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
entry@1010.or.jp

オ 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は募集要領別紙3「辞退届」を令和8年6月26日（金曜日）正午までに提出すること。

カ 注意事項

- (ア) 様式は任意であり、作成サイズはA4版(タテ・ヨコどちらでも可)とする。
A3版の資料については、折りたたむか、文字がつぶれないように縮小すること。
- (イ) 企画審査会は匿名により実施するため、企画提案書に参加団体名及び参加団体を特定できる事項を記載しないこと。違反があった場合は、失格となる場合がある。
- (ウ) 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (エ) 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て提示額に含めるものとする。
- (オ) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成内容

以下の事項について、企画提案書を提出すること。作成に当たっては、別紙仕様書の記載の条件を満たし、かつ当事業の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。

ア 本件に関する理解

本事業の目的・趣旨についての理解と、それに沿った企画の全体概要を記載すること。

イ 事業実績

以下の業務の実績があるか記載すること(過去5年間まで)。一部の業務について再委託を行う場合は、当該業務について再委託先の実績の有無も記載すること。

- (ア) インバウンド観光客を対象とした広報業務
- (イ) 国内観光客を対象とした広報業務
- (ウ) 若者(主に29歳以下)を対象とした広報業務
- (エ) クーポンの配布・運用(クーポンの形態も明記すること)

ウ 運営体制

本業務の実施に向けた提案者の運営体制について、体制図等により説明すること。一部の業務について再委託を行う場合は、再委託関係及び再委託する業務を明示すること(提案書には具体的な社名等の記載は行わないこと)。

エ スケジュール

契約期間全体のスケジュールを記載すること。制作物の制作スケジュール及び広告出稿のスケジュールも含めて記載すること。

オ 広報戦略

東京の銭湯文化発信プロジェクト(以下、「文化発信プロジェクト」という)及び若者向け東京銭湯利用促進キャンペーン(以下、「若者向けキャンペーン」という)それぞれについて、ターゲットを明確にし、その分析を踏まえた施策構成及び動線設計とすること。また、以下について必ず記載すること。

(ア) KPI

本事業におけるクーポン利用促進を重要な目的の一つと位置付け、仕様書別紙1委託内容詳細4(7)及び5(4)に掲げるクーポンの目標利用回数(利用率90%以上)を達成するためのKPIを設定すること。当該KPIについては、単に最終的な利用率のみを設定するのではなく、認知、興味喚起、取得、利用の各段階に応じた指標を設定すること。あわせて、各KPIの設定理由及び目標値の妥当性を明確に記載し、クーポン利用率向上にどのように寄与するかを説明すること。

(イ) ポスターデザイン案

文化発信プロジェクト及び若者向けキャンペーンそれぞれについて、ポスターデザインの候補を提案し、その提案理由を記載すること。

(ウ) PR 動画の企画案

文化発信プロジェクト及び若者向けキャンペーンそれぞれについて、PR 動画の企画案を提案し、その提案理由を記載すること。

(エ) インフルエンサー

仕様書別紙1 委託内容詳細4 (6) として起用するインフルエンサーを提案するとともに、当該インフルエンサーを起用した企画案を記載すること。

(オ) 広報予定媒体及び想定効果

仕様書別紙1 委託内容詳細3 (5) カに従って作成すること。ただし、出稿スケジュールは上記エに含めること。

(カ) パブリシティ活動方針

仕様書別紙1 委託内容詳細6 のパブリシティ活動においてアプローチするメディアを3つ以上提案すること。

ケ クーポン運用方針

文化発信プロジェクト及び若者向けキャンペーンそれぞれについて、クーポンの方式、利用者側の操作方法、浴場側の対応方法、クーポン利用状況の管理方法、想定されるトラブルとその対処方法を明記すること。また、若者向けキャンペーンについては、通常のクーポンに加えて、紹介した人とされた人双方に紹介割引を適用する仕組みについて提案すること。

ク 効果測定方針

文化発信プロジェクト、若者向けキャンペーンそれぞれについて、効果測定の方針及び実施時期を記載すること。

(4) その他

(2) ~ (3) の企画提案書の送付先はすべて「13 問合せ先」を参照のこと。

8 企画審査会の開催・審査方法

(1) 日時

令和8年6月29日(月曜日)を予定※詳細については別途通知する。

(2) 集合場所

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合を予定

(3) 説明時間(予定)

20分(説明10分、質疑応答10分)

(4) 説明方法

ア 事前に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。

イ プロジェクタ、スクリーン等は使用しないこと。

ウ 審査会当日、審査員に対して事前提出書類以外の資料を配布することは禁止する。

(5) 選定方法

企画提案書に基づき厳正な審査を行い、組合が想定する基準を満たし最も評価の高い提案をした団体を選定する。ただし、選定に当たっては、組合が定めた仕様書を満たしていることを条件とする。

(6) 注意事項

- ア 出席者は各社4名以内に限る。
- イ 企画審査会の詳細（集合時間等）は別途連絡する。
- ウ 指定された時刻の5分前には、指定の集合場所に待機すること。開始予定時刻に遅刻した場合は、辞退とみなす場合がある。
- エ プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行うこと。時間を超過した場合、説明の途中であっても打ち切るものとする。

9 審査基準

別紙「審査基準及び点数配分表」のとおり

10 選定結果通知

審査会に参加した全ての応募者に対し、審査会当日中にメールにて当落結果を通知する。

※企画審査会の審査結果に関する質問は一切受け付けない。

11 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途組合との間で委託契約を締結するものとする。

12 その他

企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において適正に処理すること。

13 問合せ先

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-10-2
電話：03-5687-2641
メール：entry@1010.or.jp